三　経営管理委員の定数の過半数を法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者とすることとすれば経営管理委員の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に該当する場合に限る。）（以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。）であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数以上が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ　経営管理委員の選挙又は選任に先立って当該農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ハ　選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

四　前三号に掲げる場合を除くほか、経営管理委員の定数の過半数を法第三十条第十二項第一号に掲げる者とすることとすれば経営管理委員の選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる特別な理由（以下この号において「特別な理由」という。）がある場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ　特別な理由を公表しているとき。

ロ　特別な理由について農林水産大臣の承認を受けたとき。

第七十七条中「第三十条第十二項」を「第三十条第十四項」に改める。

第七十八条中「第三十条第十三項」を「第三十条第十五項」に改める。

第七十九条第一項第一号中「法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（法第三十条の二第四項の組合を代表する理事を除く。）並びに」を削り、「役員（」の下に「法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、」を加え、「同項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「以下この号において同じ。」を削り、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「、都道府県農業会議の会議員又は全国農業会議所の役員」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「、中央会」を「及び」に改め、「、都道府県農業会議及び全国農業会議所」を削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「、中央会」を削り、同号ホを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　一般社団法人又は一般財団法人であって農業の振興又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの非常勤の構成員となる場合

第七十九条第一項第二号中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同号イ中「前号ニ」を「第一号ハ、ニ」に改め、同号ロ中「前号ヘ」を「第一号ヘ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）次に掲げる場合

イ　前号イからルまでに掲げる場合

ロ　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会であって、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）となる場合

ハ　平成二十七年改正法附則第二十二条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であって、同条第三項各号に掲げることを主たる目的とするものの常務に従事する役員となる場合

第八十条第一項中「第三十三条第三項」の下に「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第二号イ中「第三十三条第六項」の下に「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「第三十三条第六項」の下に「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」を加え、「規定による」を「規定により」に改め、同号ハ中「第三十五条の五第五項」の下に「又は法第七十二条の三」を加え、「読み替えて」を削り、「規定による」を「規定により」に改め、同項第五号中「法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第一項の」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第三十五条の二第四項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

ロ　法第三十五条の五第三項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

ハ　法第三十五条の五第五項又は法第七十二条の三において準用する会社法第三百八十三条第一項

第八十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第二号中「いずれか」とあるのは「いずれか又は法第三十四条第五項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により理事会が招集したもの」と、同項第五号中「規定」とあるのは「規定又は法第三十五条の五第四項の規定」と読み替えるものとする。

第八十一条第一項中「第三十五条の五第一項」の下に「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十三条中「第三十五条の六第四項第二号」の下に「（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「役員がその」を「役員又は会計監査人（第二百二十三条の五第三項及び第二百二十三条の十五を除き、以下「役員等」という。）がその」に、「当該役員」を「当該役員等」に改め、「第三十五条の六第四項」の下に「（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「役員」を「役員等」に改め、同号ロ(3)中「監事」の下に「又は会計監査人」を加える。

第八十四条中「第三十五条の六第七項」の下に「（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「役員」を「役員等」に改める。

第八十五条第一項中「第四十条の二」を「第四十一条」に改める。

第八十六条中「第四十条の二」を「第四十一条」に改め、「電磁的方法（」の下に「第百七十四条第二項を除き、」を加え、同条第二号中「役員」を「役員等」に改める。

第八十七条中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改める。

第八十八条中「、第十節及び第十一節」を「及び第十節」に改める。

第九十二条第二項中「決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）」を「財産目録又は計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）」に改める。

第九十八条第二項中「第七号」を「第六号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「いう」の下に「。第二百二十二条第三項第二号ロにおいて同じ」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

第百三条第一号中「、中央会」及び「（回転出資金を含む。）」を削る。

第百六条第一号中「別紙様式第一号㈠」を「別紙様式第一号の二㈠」に改める。

第百十七条第一号中「別紙様式第一号㈡」を「別紙様式第一号の二㈡」に改める。

第百二十一条第二項第四号を削る。

第百二十三条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　新設分割（法第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）に関する注記

第百二十五条第四号中「決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）」を「計算書類等」に改める。

第百二十六条第一項中「決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。以下第百二十六条の五までにおいて同じ。）」を「計算書類等」に、「決算書類の」を「計算書類等の」に改め、同項第五号中「第十一条の十五第一項」を「第十一条の三十四第一項」に改め、同項第十号及び第十一号中「決算書類」を「計算書類等」に改める。